道路法第24条に規定する承認工事の取扱い要領

【 昭和46年7月29日道第144号 → 土木部長通知 別添3

改正 昭和58年3月1日道維第144号 改正 平成23年3月1日道管第297号

改正 平成25年7月1日道管第115号

(目的)

第1条 道路法第24条による承認を受けて、道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は維持 (以下「工事」という。)を行う場合は、この要領の定めるところによる。

(通則)

- 第2条 工事の承認にあたっては、道路の構造を保全し、交通に与える障害を最小限に止めるため、 その必要性、合理性及び道路管理上の支障の有無等を総合的に判断し、真にやむを得ない場合に 限り認められるものであり、その承認事務にあたっては、十分指導、監督に努めること。 (承認申請)
- 第3条 工事の承認を受けようとする者は、道路工事施行承認申請書(様式第1号)に次に掲げる 書類を添えて提出しなければならない。この場合において、工事の承認を受けようとする者は、 委任状(様式第10号)を提出の上、申請に係る事務を委任することができる。
 - (1) 位置図、平面図、断面図、構造図
 - (2) 工事の種類により、必要に応じて、次に掲げる書類
 - ア事業計画書概要書
 - イ 施工計画書
 - ウ 構造計算書
 - エ 流末処理についての計画と、隣接所有者等の承諾書
 - オ他の権利者の許可書又は承諾書
 - カ 帰属承諾書(様式第3号)
 - キ 登記に必要な書類
 - ク 予算議決書写(地方公共団体等)
 - ケー関係機関との協議事録
- 2 工事の承認を受けた者は、承認に係る事項に変更が生じたときは、速やかに道路工事施行承認 変更申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(協議及び承認)

- 第4条 道路法の許可、承認事務の土木事務所への委任に関する運用方針(昭和46年7月29日 道第144号) 3. に定める協議は、道路工事施行承認申請協議書(様式第4号)によること。
- 2 承認は、承認書(様式第5号)及び条件書(様式第6号)によること。なお、必要事項があれ

ば、追加条件を記入すること。

(工事の実施)

- 第5条 工事の承認を受けた者が、当該工事に着手しようとするときは、工事着手届(様式第7号) を、当該工事が完了したときは、工事完了届(様式第8号)を、それぞれ提出させること。
- 2 承認した工事が完成したときは、確認(検査)を行い、引継ぎを受けるものとする。この場合において、申請者に対して承認工事完了確認及び引継書(様式第9号)を交付するものとする。 (承認基準)
- 第6条 工事の承認基準は、次によるものとする。
- 1 法面埋立、切取等の承認基準
 - (1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、当該道路の将来的な計画を勘案したうえでの構造、勾配に整合させること。
 - (2) 官民境界沿いの官地側にU型、L型、半円径等の側溝を設置するものとし、種類、構造、 勾配等については隣接地区における状況を考慮し、決定するものとする。ただし、既設の 側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。道路幅員等現況から判断して、やむを得ず、民地に側溝を設置させる場合は、側溝等構造物について寄附に より所有権等の物権を取得し、道路敷に編入する手続きをとるよう努めること。
 - (3) 官民境界が明確でない箇所の工事については、境界明示を行った後承認すること。
 - (4) 盛土の場合は、良質土をもって盛土すること。
 - (5) 盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう 十分な断面と強度を有する構造物とすること。
 - (6) 側溝の設置にあたっては流末処理に留意すること。(流末処理関係地先の水利関係者等の承諾書、同意書を添付させる。)
 - (7) 既設側構 (用排水路兼用のもの) を埋め殺し (若しくは撤去) して法面を埋め立てる場合又は暗渠構造とする場合は、水利関係者等の承諾を得させること。 (承諾書、同意書を添付させる。)
 - (8) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。
 - (9) 側溝への民地の排水は、原則認めないこと。
 - (10) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋を設置すること。道路管理者は側溝の規格、蓋の構造、及び通過荷重等を勘案して設置させる蓋を指定すること。
 - (11) 法面切取及び埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車 道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせ ること。
 - (12) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。

- (13) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。
- (14) 道路の維持管理上必要な部分については、現道の路面の状況にあわせて舗装、防じん等をさせること。

2 車両出入口の承認基準

- (1) 承認にあたっては歩行者の安全で円滑な移動に十分に配慮し、申請者の要望に応じてみだりに基準を緩和することのないよう留意すること。
- (2) 取付方法については別図第1、乗入口の構造は別図第2-1から別図第2-6を標準とする。
- (3) 車両乗入れ部の舗装厚は、表層工 (アスファルト) 5 c m、上部路盤工(地調砕石40 m m) 10 c m、下層路盤工 (クラッシャラン40 mm) 10 c mを標準とする。
- (4) 乗入箇所は、原則として出入対象施設について一箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合は、二箇所まで承認することができる。なお、乗入箇所数の承認にあたっては、所轄警察署長との意見調整を踏まえて決定すること。
- (5) 乗入幅は、別表の乗入規格表及び別図第1のとおりとする。
- (6) 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。 ただし、自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が民家等にその家屋所有者の自 家用車が出入りする場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障 がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。
 - ① 横断歩道及び前後5m以内の部分。ただし所轄警察署長との意見調整を踏まえて、交通 安全上特に支障がないと判断される場合を除く。
 - ② トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分
 - ③ バス停留所、路面電車の停留場、ただし停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分
 - ④ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
 - ⑤ 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分(T字型交差点のつきあたりの部分を除く。)。ただし、所轄警察署長との意見調整を踏まえて、交通安全上特に支障がないと判断される場合を除く。
 - ⑥ バス停車帯の部分
 - (7) 橋の部分
 - ® 防護柵及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認め られる場合を除く。
 - ⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占用者が 移転を認めた場合は除く。
- (7) 民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。

- (8) 交差道路と隣接する場合は、交差道路との間に原則として2mの間隔をとるものとする。
- (9) 官民境界沿いに側溝がある等、側溝がある場所を出入口として使用する場合には、道路管理者の指定する蓋を設置させること。道路管理者は側溝の規格、蓋の構造、及び通過荷重等を勘案して設置させる蓋を指定すること。
- (10) 乗入口以外の場所から自動車が出入りするおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとらせること。
- (11) 承認にあたって必要がある場合は、水利関係者等の承諾書、同意書を添付させること。
- (12) 緊急自動車等(道路交通法第39条)の出入口については、この基準によらないことができる。
- 3 進入路、取付道路
 - (1) 道路交通等を十分に検討のうえ、取付けさせること。
 - (2) 隅切り工法等を施工させ、道路の安全効率を低下させないよう配慮すること。
- 4 付替等の承認基準

ダム建設、区画整理、ほ場整備その他大規模開発に伴うものについては、将来の道路計画に合わさせるとともに、道路構造令、道路技術基準に適合するよう施行させること。

5 既設側溝に側溝蓋を設置する場合は、道路占用としてではなく、道路法第24条申請として取り扱うよう指導すること。

(交通関係)

第7条 工事施行と交通規制を所轄警察署長に了解を求めるよう申請者に指示すること。 また、大規模施工については、道路管理者が所轄警察署長に協議し、交通事故の防止に努めること。

附則

この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

					年	月	Ħ
奈 良 県	知 事	殿					
	((個人の場合) (郵便番号		3))電話番号	_	_	<u> </u>
E	申請者(住所 (法人の場合)	商号又は名称代表者の氏々	-			<u> </u>
		(郵便番号 住所	_)電話番号	_	_	
		(担当者)			
		道路工	事施行承認	申請書			
		4を施行したいので	、承認くださる	よう道路法第 24	4 条の規定に	より関係	系書類
を添付の上、『	P詴します。						
			記				
	Т	道					絲
1 路線名	·	ŕ					VINI
2 工事の位置	県 置						ЛИГ
	県 置 類						421
 工事の位 工事の種 工事の期 工事実施 	野 類 間 方法						AZF
 工事の位 工事の種 工事の期 工事実施 	置 類 間 方法 由	ř.		楽担当部局への情	「報提供に同う	意します	
 工事の位 工事の種 工事の期 工事実施 工事の理 建物新築 	児 置 類 間 方法 由 ・解体等の	有無 有(特定行				意します	
 工事の位f 工事の種 工事の期 工事実施 工事の理 建物新築 添付書類 (1) 位置 	男 置 類 間 方法 由 ・解体等の 図 (2) 平	有無 有(特定行無 無 面図 (3)横断図] (4)構造図			意します	
 工事の位 工事の種 工事の期 工事実施 工事の理 建物新築 	型 類間 方法 由 ・解体等の コ (2) 平 1 申請 2 法人	有無 有(特定行無] (4) 構造図 部とする。 :び代表者印を打	(5) その他の 押印すること。		意します	

			(個人の場合) (郵便番号 住所_	_))電話番号	_	_	<u> </u>
	申請	省	(法人の場合)	商号又は名称 代表者の氏名				<u> </u>
			(郵便番号 住所	_)電話番号	_	_	
			(担当者)			
			道路工事	事施行承認変勇	更申請書			
			日付け		号をもって承認 <i>の</i>	Dあった工事	だこつい	ては、
ト記の	とおり変り	せしたい	へので、申請します	r.,				
				≃ -1				
				記				
1 路線	泉名		国 道 長	記				ń
2 工事	事の位置		18	記				ň
2 工事 3 工事		ļ	18	記				ň
2 I 3 I 4 I	事の位置 事の種類 事の変更理	由 変		記				ň
2 工事 3 工事 4 工事 5 変	事の位置 事の種類 事の変更理 更 事	由 項 変 変	更前	記				π̈́
2 工事 3 工事 4 工事 5 変	事の位置 事の種類 事の変更理	由 項 変 変	更前	記				Ä
2 工事 3 工事 4 工事 5 変	事の位置 事の種類 事の変更理 更 事	由 項 変 変	更更後	記を対照できるもの	とする。)			স্

帰属承諾書

本申請に係る 道 線 地内工事の施行に伴う 道路を構成する物件は、工事竣工と同時に無償にて道路管理者に帰属することを承諾します。

年 月 日

奈 良 県 知 事 殿

(個人の場合)		氏名)			ED
(郵便番号	_)電話番号	_	_	
住所					
(法人の場合)	商号又は	名称)			EI
	代表者の	氏名)			<u>E1</u>
(郵便番号	_)電話番号	_	_	
住所					
(扣当者)			

(注) 法人にあっては、社印及び代表者印を押印すること。

	土 第	号	
	年	月 日	
	道路工事施行承認申請協議書		
県土マネジメン	卜部長 殿		
	土木事務所長		
	調査者職氏名	0	
道路法第 24	条の規定により申請があった別添申請書について下記のとおり協議します。		
	_		
	記		
1 申 請 者			
2 路 線 名			
3 工事の場所			
4 工事の理由			
	1 法敷埋立・側溝設置 ア 官地側溝		
 5 工事の種類	イ 民地側溝(承諾書提出有無) ウ その他 ()		
0 工事9万里規	2 進入路設置 3 歩道切り取り		
	4 その他 ()		
6 他の法令との	1 なし2 あり ア 河川法イ 公有土地水面法		
関係	ウ 都市計画法		
7 工事の適否に	エ その他()		
関する意見			
8 工事の条件に			
関する意見			
9 その他			

奈良県指令	土第	号

殿

年 月 日付けで申請のあった 道道路工事施行に ついては、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の規定により、別紙様式第 6 号の条件を付けて 承認する。

年 月 日

奈良県 土木事務所長

1 工事の場所

2 工事の目的

3 工事の期間 年 月 日から

年 月 日まで(月 日間)

4 工事の概要

5 その他

(別紙条件)

- ・工事着手に当たっては、土木事務所長に届け出て細部の指示を受けるとともに、竣工のときは、その検査を受けること。
- ・施行のときは、別途所轄()警察署長に申し出て道路使用についての許可を得ること。
- ・道路区域内の埋立土砂は、前記所長の指示するものを使用すること。
- ・側溝を、別紙工法図のとおり道路敷地境界線より道路側に、承認を受けた者の責任において設置すること。 なお、施行に際しては、縦横断勾配及び流末処理に留意すること。
- ・既設道路舗装端から新設側溝までの間について別紙工法図のとおりコンクリート舗装を施工すること。
- ・埋立区域には砂利(厚さ15cm)を敷均すること。
- ・前記所長と立会の上、道路敷地境界線に境界抗(コンクリート柱)を設置すること。
- ・工事中は、工事に支障のないように留意し、工事個所には前記所(署)長の指示する標識、防護柵及び赤色灯を完備し、 危険防止に努めること。
- ・路上には工事用資材を放置しないこと。
- ・本工事に起因し、路面等既設道路構造物に損傷を与えた場合、承認を受けた者の負担において原形に復旧すること。
- ・本工事により生じた第三者との紛議は、承認を受けた者の責任において解決すること。
- ・道路管理者が完了確認(検査)後2箇年以内に本工事に係る工作物のかしを発見したときは、道路管理者の指示により申請者の負担で補修しなければならない。ただし、植物の瑕疵担保期間は、完了確認(検査)後1年間とする。

+	木	事務	所	長	殿								年	月	
	·	,	// 1			の場合)			氏名)						Ē
	許可!	又は承認		住司	(郵便		_			話番号		_		=	_
		けた者		14//		の場合)	商		(名称)_						
					(郵便	番号	代 <u>—</u>	表者())氏名)_)電	話番号		_		_	
				住列	f <u></u> (担当)						
		年	月		目付け		第		号をも	って	許可 承認)あっ	た工事	Fは、	
		年	月		日着手	します。									
							Ī	2							
1	路線	名	国 県	, J.											綺
2	場	所													
3	許可(の種類														
4	許可(年		月		日から				_ ===
c	工事等	の期間					年		月		日まで	To			日間
5	ての他	の事項													
					<u> </u>	着手前∉)写真を	添付っ	けること	0					

土	木 事 衤	务 所	長	殿						月	
				(個人の場 (郵便番号	合) 		石))電話番-				
	許可又は承	認	住所			,	/电阳雷	7			
	を受けた者	.		(法人の場		号又は名称					
				(郵便番号		表者の氏名	3) <u> </u>				
			住所		<u> </u>	,	月 电 前 街	ケ	_	_	
				(担当者)				
								~			
	年	月	F	日付け	第	号	をもって	. 計刊 - _{オヨ} の	あった下	記の工事に	ţ,
				日付け日後日しま		号》	をもって	計刊 のる	あった下	記の工事だ	ţ,
	年年			日付け日復旧しま		号)	をもって	計刊 の 承認	あった下	記の工事に	ţ,
							をもって	計可 の	あった下	記の工事は	ţ,
1		月 [した。		をもって	承認の	あった下	記の工事だ	
	年	月 [国 道		した。		をもって	承認の	あった下	記の工事だ	
2	年路線名	月 [国 道		した。		をもって	承認の	あった下	記の工事だ	
2 3	年 路線名 場 所 許可(承認)	月 [国 道		した。		をもって	計可 承認 日から	あった下	記の工事だ	
2 3 4	年 路線名 場所 許可(承認) の種類内容	月	国 道		した。	2	をもって		あった下		j
2 3 4	年 路線名 場所 許可(承認) の種類内容 許可(承認)	月』	国 道		した。 言	d 月	をもって	日から	あった下		よ、 ::

- 注 1 法人にあっては、社印及び代表者印を押印すること。
 - 2 許可等期間内に竣工(完了)しなかったときは、その理由を記載すること。
 - 3 所長の指示する工事写真を添付すること。

 土第
 号

 平成
 年
 月

 日

住 所

氏 名

様

奈良県 土木事務所長

承認工事完了確認及び引継書

平成 年 月 日付けで申請のあった下記工事について、平成 年 月日の確認 (検査) の結果、完了したと認め、道路 (道路附属物) として引継ぎを受けたので、本書を交付します。

記

- 1 路線名
- 2 工事の位置
- 3 工事の種類
- 4 承認番号 奈良県指令 土 第 号

(注) 平成 年 月 日までの間にこの工事のかしにより道路(道路附属物)が損傷したときは、申請者の負担で修繕を行うこと。また、植栽の移植等について、平成 年 月 日までの間に枯れ死した場合、申請者の負担で植栽すること。

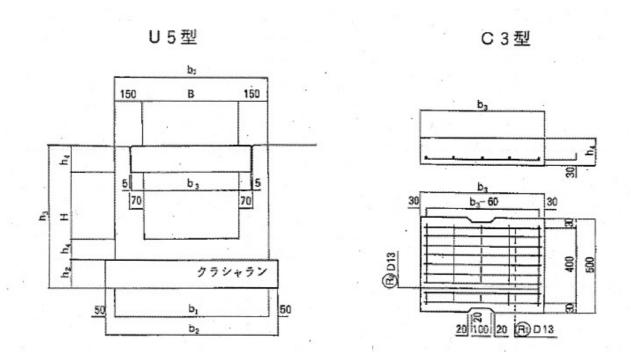
備考

- 1 かしの補修期間は、原則として完了確認(検査)の日から2年間とする。
- 2 植物のかし担保期間は、完了確認(検査)の日から1年間とする。

委 任 状

私は都合により	を受任者と定め、下記の工事について、道路
法第24条による承認工事に	基づく届出その他の手続を委任します。
	記
1 工事の名称	(工事の種類)
(路線名)	
2 工事の場所 (位置)	
3 受任者の住所・連絡先	
①住 所	
②連絡先(昼間の連絡先)	
自宅・連絡先・携帯	電話番号 — — — —
(該当するものを○で囲む)	
	会社名(勤務先の場合)
	所属等(勤務先の場合)
平成 年 月	日
	rn
(個人) 氏名	印
住所	
(法人) 商号又は	名称
	H 41,
代表者名	印
住所	
	あっては、社印及び代表者印を押印すること。

蓋付側溝工法図



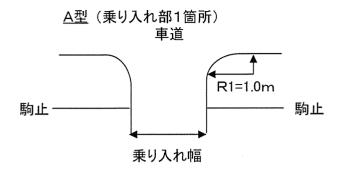
U5型(場所打ちU型側こう:ふた付き)寸法

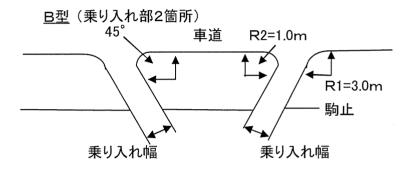
· 申 · 早		寸	注	=	表	(単位:	mm)	
11 夕	В	Н	b 1	\mathbf{b}_2	b ₃	\mathbf{h}_1	\mathbf{h}_{2}	\mathbf{h}_3
U5-B300-H300	300	300	600	700	430	120	100	650

C3型(場所打ちU型側こうぶた)寸法及び材料表

	寸法表	(単位mm)		材	料	₹	長(1枚	当たり)		1 枚当たり
記号	h	h	コンクリ	型わく	ВD	D13	ВD	D13	鉄筋重量	重量(kg)
	b ₃	11 4	- ├ (m³)	(m^2)		(mm)		(mm)	(kg)	主重 (1/2)
C3-B300	430	130	0.027	0.242	7	400	4	430	4. 497	68

別図第1

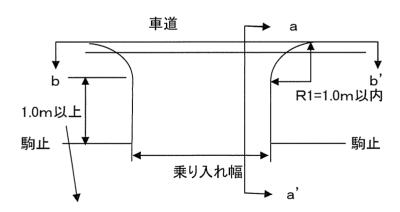




(注)乗入幅はA型、B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。

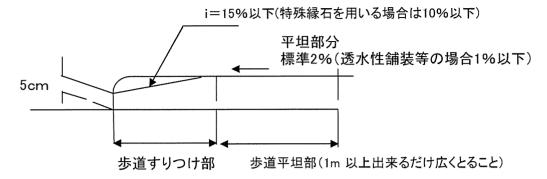
別図第2-1 A型

歩道幅員が約2.5m以上の場合



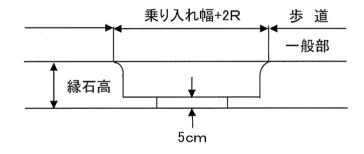
※出来るだけ広くとること

(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。



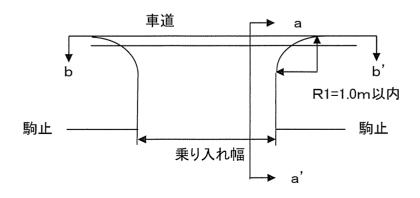
- (1) 車両乗入れ部における歩車道境界の段差は5cm を標準とする。
- (2) 歩道面には、車いす使用者等の安全な通行を考慮して、原則として1m 以上の平坦部分(横断勾配は、2%を標準とし、透水性舗装等を行った場合は、1%以下)を連続して設けるものとする。
- (3) 歩道すりつけ部の横断勾配を15%以下(ただし、特殊縁石を用いる場合は10%以下)としてすりつけを行うものとする。植樹帯等がある場合で、すりつけ部の横断勾配を15%以下(特殊縁石を用いる場合は10%以下)としてすりつけを行うことができる場合は、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行うものとする

b-b'断面図

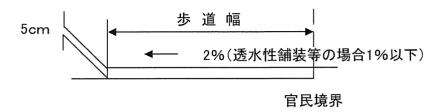


別図第2-2 A型

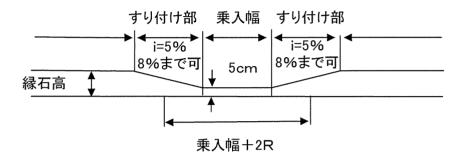
歩道幅員が約2.5m未満で民地が低い場合



a-a'断面図

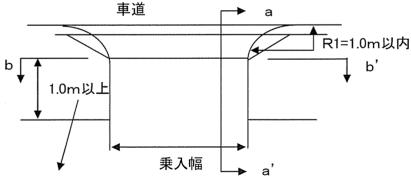


b-b'断面図



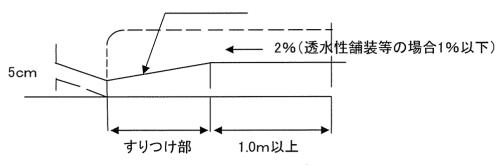
別図第2-3 A型

歩道幅員が約2.5m未満の場合



※出来るだけ広くとること

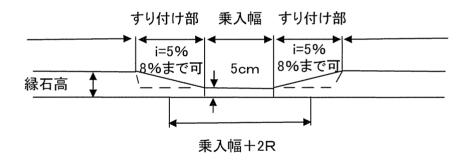
i=15%以下(特殊縁石を用いる場合は10%以下)



※出来るだけ広くとること

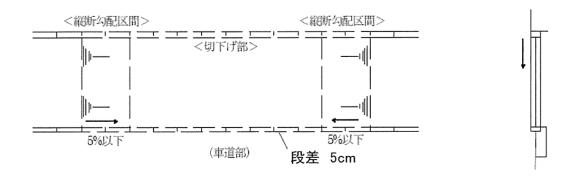
- (1) 車両乗入れ部における歩車道境界の段差は5cm を標準とする。
- (2) 歩道面には、原則として1m 以上の平坦部分(横断勾配は、2%を標準とし、透水性舗装等を行った場合は、1%以下)を連続して設けるものとする。
- (3) 歩道すりつけ部の横断勾配を15%以下(ただし、特殊縁石を用いる場合は10%以下)としてすりつけを行うものとする。植樹帯等がある場合で、すりつけ部の横断勾配を15%以下(特殊縁石を用いる場合は10%以下)としてすりつけを行うことができる場合は、当該植樹帯等の幅員内ですりつけを行うものとする

b-b'断面図



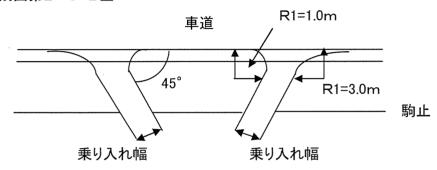
別図第2-4 A型

歩道の全面切下げを行う構造(別図第2-1、2-3によるすりつけができない)の場合



- (1) 車両乗入れ部における歩車道境界の段差は5cm を標準とする。
- (2) 切下げ部の横断勾配は、2%を標準とし、透水性舗装等を行った場合は、1%以下とする。
- (3) すりつけ部の縦断勾配は5%以下とする。ただし、路面凍結や積雪の状況を勘案して歩行者の安全な通行に支障をきたす恐れがある場合を除き、沿道の状況によりやむを得ない場合には8%以下とする。

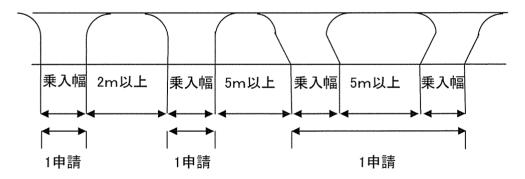
別図第2-5 B型



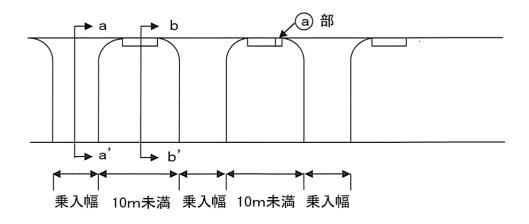
(注)正面図、断面図はA型と同じ

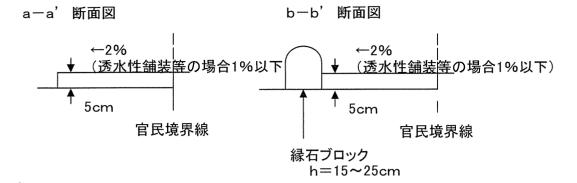
別図第2-6

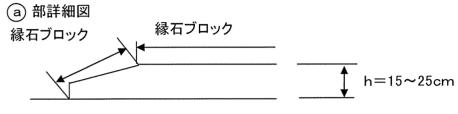
乗入間口の間隔は、A型は2.0m以上B型は5.0m以上とする。



乗入間口間隔が10 m未満となる場合には、歩道高さと乗入間口の高さは同一とする。







※縁石ブロックには、安全確保のため反射板等を設置

別表 乗入規格表

道路法第47条第1項に規定 する最高限度内の車両

左記最高限度を超える車両 セミトレーラー (特殊車両)

乗入幅は原則6m以内とする。ただし、 より決定する。

(別図第1A型については12m、別図第 に限り承認できるものとする。 1B型については8mを限度とする。)

出入りする車両の諸元に基づき決定す 大型車両の出入りが予想される場合で、こる。ただし、当該出入口の築造は、出入り の基準により難いときは、車両の軌跡図にする車両が特定の特殊車両であって、その 出入りが定常的であると認められるとき

(注)

- (1) 取付方法については、別図第1を標準とし特殊な箇所については別途考慮す ることができる。
- (2) 出入する車種の最大のものを適用する。
- (3) 車両はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入りする 箇所は別途考慮することができる。
- (4) 申請地の形状、前面道路の幅員及び交通量、警察署との協議状況等により、 この表により難い場合は、別途考慮することができる。